

## 豊明市木造住宅除却費補助事業のお知らせ

豊明市では、「豊明市木造住宅除却費補助事業」を実施しています。  
この事業は、旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着手された）在来軸組構法および伝統構法の一戸建住宅で、地震の際に倒壊の恐れがあるものの除去に要する費用の一部を補助する制度です。

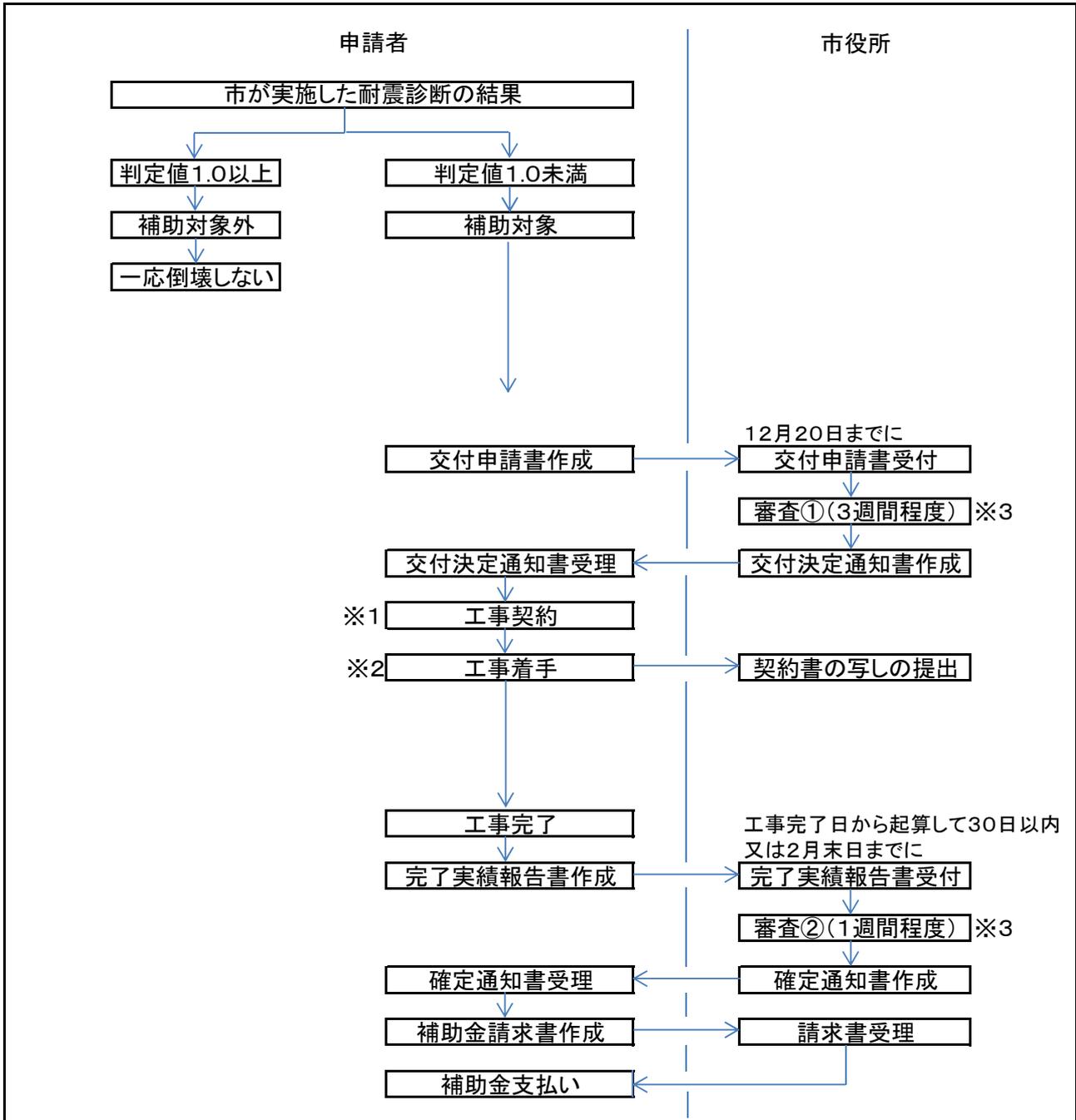
### § 「豊明市木造住宅除却費補助事業」の概要

- 1 補助を受けることができる住宅は、ア.又はイ. に該当し、かつウ. に該当する旧基準木造住宅です。
  - (ア) 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅で前年度までに当該診断を受けた住宅
  - (イ) (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅で、前年度までに当該診断を受けた住宅
  - (ウ) これまでに市が助成する耐震改修や耐震シェルター整備を行っていない建物  
※市が実施している無料耐震診断の結果であれば、平成15年度以降の古い年度の結果でもその対象となります。
- 2 補助を受けることができる工事は、1棟全てを除去する工事です。
- 3 補助金の額は、除去工事費の23%の額。ただし、50万円を限度とします。
- 4 申請方法は、工事契約前に補助金交付申請書に必要書類を添付し、都市計画課の窓口へ直接持参してください。

**各年4月1日から12月20日までが申請期間です。**  
**工事契約・着手後の申請はできません。**  
また、契約後には契約書の写し及び工事完了時には完了実績報告書の提出が必要です。
- 5 予算の範囲内で受付を行いますので、申請前に予算の有無についてご確認ください。

問合せ先 : 都市計画課 計画建築係 電話0562-92-1114

## 豊明市木造住宅除却費補助事業の手続きの流れ



- ※1 決定通知日前に工事の着手をした場合は、補助金の交付ができない場合があります。
- ※2 計画の変更等がある場合は、変更内容を整理した後、直ちに変更申請書等の提出が必要です。
- ※3 訂正や差し戻し期間を除く